

4/15 (日)は皆野町長選挙の投票日です!

任期満了に伴う皆野町長選挙の投票が4月15日(日)に行われます。選挙が、明るく正しく行われるよう、有権者の皆様のご協力をお願いします。

投票できるかた

平成12年4月16日までに生まれ、平成30年1月9日までに皆野町に住民登録し、引き続き選挙当日まで皆野町に居住しているかたです。(失権などによる欠格条項に該当しているかたを除きます。)

投票の方法

郵送された入場券を、指定された投票所へお持ちください。受付の後、投票用紙が交付されます。候補者氏名(1名)を記載し投票してください。

投票所および投票時間

投票所および投票時間は、「別表1」のとおりです。

期日前投票

投票日に冠婚葬祭や仕事・旅行などで投票所に出かけられないかたは、投票日前でも投票することができます。ただし、期日前投票に来られた日に満18歳になっていないかたは、不在者投票となります。

期間 4月11日(水)～4月14日(土)
時間 午前8時30分～午後8時
場所 期日前投票所(役場2階会議室)
持参するもの 郵送された入場券

不在者投票

※万が一入場券をなくした場合でも投票できますので、投票所の係員にお申し出ください。なお、4月10日までに入場券が届かない場合は、選挙管理委員会へご連絡ください。

入院(所)中の不在者投票

不在者投票のできる指定施設に入院(所)中のかたは、投票管理者(病院長・施設長など)に投票用紙の請求をすれば、その施設内で不在者投票をすることができます。町内の不在者投票指定施設は、「別表2」のとおりです。町外の指定病院・施設については、選挙管理委員会へお問い合わせください。

郵便による不在者投票制度

身体に重度の障害があるなど、「別表3」の要件に該当するかたは、郵送で不在者投票をすることができます。

ただし、制度を利用するには、事前に「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要がありますので、希望されるかたは選挙管理委員会までご連絡ください。

※交付には日数がかかりますので、お早めにご連絡ください。

代理投票・点字投票

体が不自由、字が書けないなどの理由で自分で投票することができないかたには、代理投票の制度があります。また目の不自由なかたは点字で投票することができます。遠慮なく投票所の係員にお申し出ください。

開票

開票は即日開票とし、4月15日(日)の午後9時から文化会館会議室A(3階)で行います。

開票所の一般参観

皆野町の選挙人名簿に登録されているかたは、開票を参観できます。参観人の定員は20人です。※午後8時45分から先着順に参観券を交付しますが、その時点で参加希望者が定員を上回った場合は、抽選により参観人を決定します。

手続などの詳細については、選挙管理委員会へお問い合わせください。

別表1 投票所および投票時間

投票区	投票所	投票区域	投票時間
第1	皆野総合センター内	戦場・土京区、親鼻区、駒形区、上の台区、下田野区	午前7時から 午後8時まで
第2	皆野町文化会館内	根岸区、腰区、上原区、上大浜区、中大浜区、下浜区、原区、下原区	
第3	自然休養村管理所内	大字金崎、大字国神、大字大淵、大字野巻の全域、大字下日野沢の一部	
第4	皆野町消防団第4分団詰所内	大字金沢の全域	
第5	わく・ワクセンター内	大字下日野沢の一部、大字上日野沢の全域	
第6	三沢小学校内	大字三沢の全域	

配布(郵送)される入場券に投票所名が記入してありますので、指定された投票所で投票してください

告示日

4月10日(火)

投票日

4月15日(日)

別表2 不在者投票指定施設(町内)

病院	清水病院 皆野病院
老人ホーム	ケアハウス 悠う湯ホーム 特別養護老人ホーム 悠う湯ホーム
その他施設	カーサ・ミナノ